届出内容の変更届及び廃止届の判断について

以下に該当する事由がある場合は、変更届もしくは廃止届が必要になります。

※保健所へ届出をしていても、法施行後に何らかの状況の変化があった場合、引き続き喫煙可能室(店) として設置できない場合があります。詳細につきましては保健所へお問い合わせください。

として設置できない場合があります。詳細につきましては保健所へお問い合わせください。	
変更内容	必要な届出書
法施行前から営業している店舗で、業態に変更がなく、営業許可番号	変更届出書
が変更になった場合	
法施行前から営業している店舗で、業態に変更があった場合、営業許	変更届出書
可番号が変更になった場合	
(例えば、そば屋がラーメン屋になった場合)	
「設備を設けて飲食を提供する施設」ではああるものの、風営法上の	廃止届(注意!)
許可を新たに取得または廃止した場合	理由:新規店舗扱いとなり喫煙可
(例えば、居酒屋がキャバレーになった場合)	能室(店)の対象外になります
経営者が同一で、店長が変更した場合	変更届出書
個人事業主が経営する店舗で、相続によって同じ業態の事業を継承し	変更届出書
た場合	
法人経営する店舗で、合併や分割によって同じ業態の事業を継承した	変更届出書
場合	
個人事業主が経営する店舗で、相続人等以外の者が継承した場合	廃止届書(注意!)
	理由:新規店舗扱いとなり喫煙可
	能室(店)の対象外になります
法人が経営する店舗で、別法人に事業譲渡した場合	廃止届書(注意!)
	理由:新規店舗扱いとなり喫煙可
	能室(店)の対象外になります。
災害、土地収用、土地区画整理事業、区分所有者の多数の賛成に基づ	変更届書
くビルの建て替え等、法律上の規程に基づく自由による新築、移築、	
移転等によって、同じ業態の事業を再開する場合	
災害、土地収用、土地区画整理事業、区分所有者の多数の賛成に基づ	廃止届書(注意!)
<u>くビルの建て替え等、法律上の規程に基づく自由によらない(それ以</u>	理由:新規店舗扱いとなり喫煙可
外の)新築、移築、移転や客室部分の改築(建築物の一部につき、当	能室(店)の対象外になります
該部分の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の全てを除却	
し、作り直すこと)、大規模修繕・模様替え(建築物の主要構造部の	
1つにつき、その過半を公示すること)といったいわゆる大規模改修	
を行った場合	
※壁紙の張替えや、店内のレイアウト改装、調理設備の入れ替えなど、	
建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)を変更しない	
場合は、ここには該当しない	
喫煙可能室(店)に該当していた施設について、施行後に資本金が	廃止届書(注意!)
5000 万円を超えた場合や客席面積が 100 ㎡を超えた場合	理由:経過措置対象の施設ではな
	くなるため